

**なごみグループ(税理士・社労士)**

**大阪事務所**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

**東京事務所**

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-2・5F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

July, 2011

なごみ便り

[www.101dog.co.jp](http://www.101dog.co.jp)



**平成 23 年度税制改正の分離法案成立！**

平成 23 年 6 月 22 日、平成 23 年度税制改正法案から、一部の改正項目を分離した、「現下の厳しい経済状況および雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が成立しました。

完全支配関係にある会社の解散等が見込まれる場合の株式評価損を計上しない、消費税の仕入税額控除制度のいわゆる 95%ルールの見直し、年金所得者の申告不要制度の創設、上場有価証券の 10% 軽減税率の適用期限の延長等が行われることとなります。

**所得税：年金所得者の申告不要制度を創設**

所得税の改正では、年金所得者の申告手続等が簡素化され、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等については、年金収入が 400 万円以下で、年金収入以外の所得が 20 万円以下であれば申告が不要とされる措置が講じられます。

また、申告義務のある者の還付申告書については、その年の翌年 1 月 1 日(現行はその年の翌年の 2 月 16 日)から提出できることとされます。

そのほか、生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収制度等について、年金の支払を受ける者と保険契約者とが異なる契約等一定の契約に基づく年金を対象から除外する改正や、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行う金地金等の譲渡の対価に係る調書の提出制度等が整備されます。

**法人税：グループ法人税制の適正化**

グループ法人税制は平成 22 年度税制改正により適用が開始されていますが、今回の改正により所要の見直しが行われ、完全支配関係がある他の内国法人で解散等が見込まれる一定の株式等を有する場合におけるその株式等について、評価損は計上しないこととされます。

そのほか、棚卸資産の評価の方法や法人税の中間申告制度の見直し、更正、決定に基づく所得税額等及び中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間の見直し等が行われます。

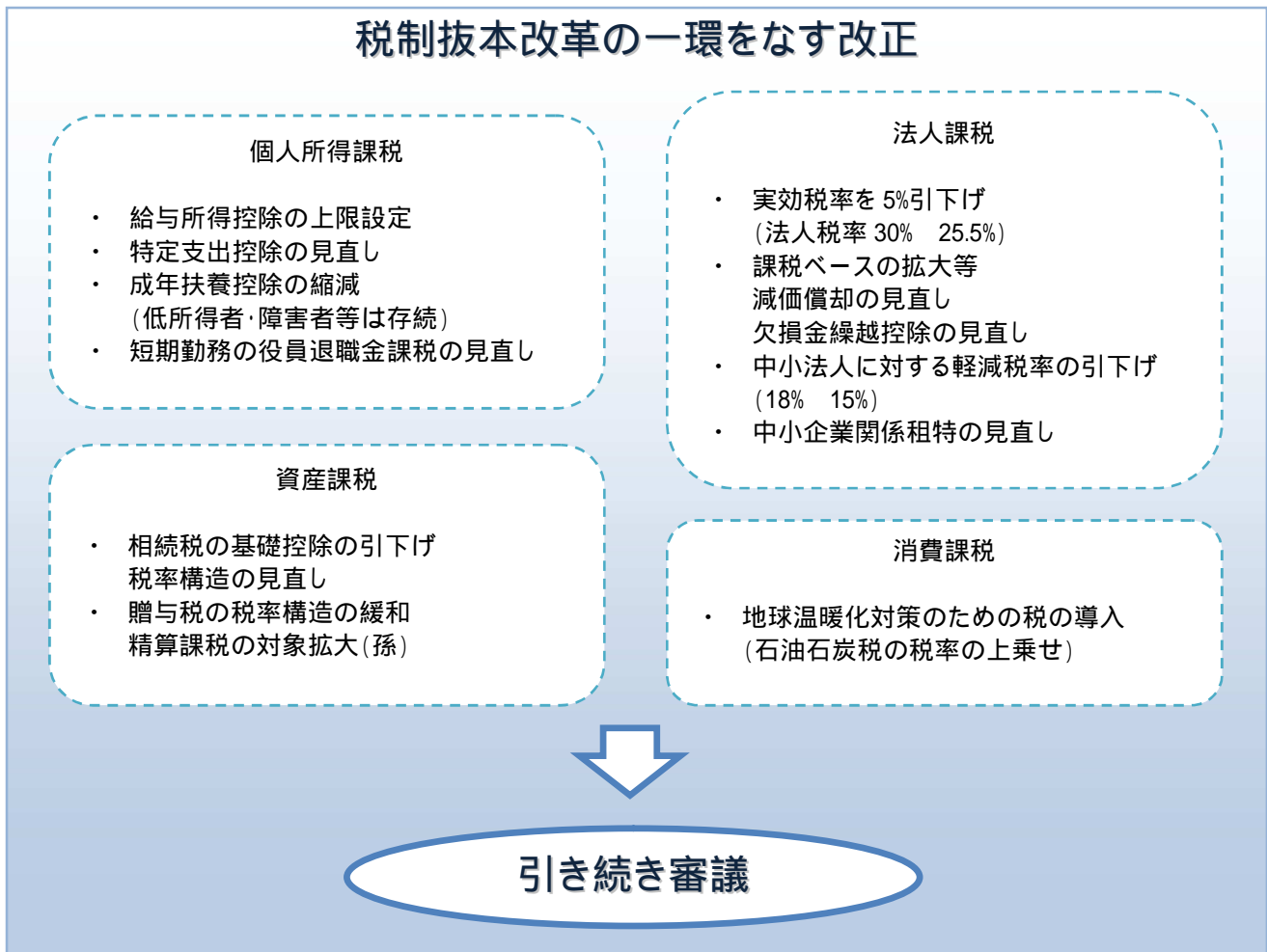
調査に関連しては、取引先等に対する調査の対象に帳簿書類以外の物件が追加されます。

## 消費税：95%ルールおよび事業者免税点制度を見直し

消費税の改正では、課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額的全額控除制度の見直しが行われ、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者には適用しないこととなります。

また、事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直しも行い、基準期間における課税売上高の判定に加えて、前事業年度開始の日以後6月の期間による判定が行われますが、こちらは平成25年1月1日以後に開始する法人の事業年度また個人事業者はその年からの適用となります。

なお、平成23年度税制改正法案のうち、税制抜本改革の一環をなす改正項目については、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として存置され、引き続き国会において審議される予定です。



(文章担当: 樋上)

### ～戦略MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SパソのS社長はSパソを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。(06-6944-4117)